

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 7 | 口座振替管理関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、口座振替管理関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

口座振替管理関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取り扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

2025/5/30

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 口座振替管理関係事務 |
| ②事務の概要 | ・各税、各料金等の口座振替管理事務に必要な口座情報の登録管理及びその口座情報を基にした各金融機関への口座振替依頼事務を行う。 |
| ③システムの名称 | 口座システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 口座システム情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表24、44、85、100 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | — |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部 収納課 |
| ②所属長の役職名 | 収納課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務部 収納課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7121 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | — |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月14日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月14日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|-------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 | |

| 9. 監査 | |
|---|--|
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分にしている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない </div> </div> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div> |
| 判断の根拠 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|-----------|
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の16、30、59及び68の項 | ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30、59及び68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24、46、50条 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 総務部 税務課 | 総務部 収納課 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 税務課長 大鹿 修 | 収納課長 渡辺 弘康 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 総務部 税務課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-26-8111 | 総務部 収納課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-26-8111 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年8月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成27年2月27日時点 | 平成28年8月31日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年8月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成27年2月27日時点 | 平成28年8月31日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年5月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 収納課長 渡辺 弘康 | 収納課長 長谷川 努 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年5月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-26-8111 | 総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-55-7120 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年5月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 総務部 収納課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-26-8111 | 総務部 収納課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-55-7121 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年5月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成28年8月31日時点 | 平成30年5月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年5月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成28年8月31日時点 | 平成30年5月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年4月16日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成30年5月1日時点 | 平成31年4月16日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年4月16日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成30年5月1日時点 | 平成31年4月16日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年1月24日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成31年4月16日時点 | 令和2年1月24日時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------|--|---------------------------|------|-----------|
| 令和2年1月24日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成31年4月16日時点 | 令和2年1月24日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和2年1月24日時点 | 令和3年7月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和2年1月24日時点 | 令和3年7月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年2月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年7月1日時点 | 令和4年2月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年2月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年7月1日時点 | 令和4年2月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年2月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和4年2月1日時点 | 令和5年2月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年2月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和4年2月1日時点 | 令和5年2月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年9月11日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和5年2月1日時点 | 令和5年9月11日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年9月11日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和5年2月1日時点 | 令和5年9月11日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年3月14日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30、59及び68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24、46、50条 | ・番号法第9条第1項 別表24、44、85、100 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年3月14日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和6年9月11日時点 | 令和7年3月14日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年3月14日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和6年9月11日時点 | 令和7年3月14日時点 | 事後 | 時点修正 |